

1. 南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業区域内で認定申請を行う場合は下記の書類（添付する書類は全て写しで可）が必要です。

「仮換地（申請地）の使用収益開始日が確認できる書類」（（独）都市再生機構が交付）

「土地区画整理法第76条の規定による許可が確認できる書類」（堺市長が交付）

2. 高速道路の上、地区計画内で申請を行う場合は更に下記の書類が必要です。

「区分地上権設定地における建築物等の設置並びに土地の形質変更についての回答」

（阪神高速道路（株）が交付、高速道路上での建築が問題ないと確認できる書類）

「都市計画法第65条第1項の規定による許可が確認できる書類」（堺市長が交付）

「地区計画適合通知書」（堺市長が交付）

3. お持ちであれば添付して頂きたい書類

「仮換地指定通知」（（独）都市再生機構が交付）

「底地番証明書」（（独）都市再生機構が交付）